

増田裕一 委員

区営住宅条例の一部を改正する条例で質問をさせていただきたいんですけれども、まず、この住宅移管、都営住宅から移管されるということですが、区営住宅として運営していくに当たって、ランニングコストはどれくらいかかるんでしょうか。

住宅課長

外部監査のときに算定をいたしました区営住宅の行政コストでございますけれども、区営住宅につきましては、企業会計の方法を活用した行政コスト計算による方法ということでございますけれども、983万9,163円のプラスということになっておりまして、1戸当たりの差し引き行政コストは12万9,891円という経費を算定したということでございます。

増田裕一 委員

ちょっとよくわからないんですけれども、この阿佐谷北三丁目第二アパートに関してが12万何がしという金額なんですか。

住宅課長

失礼いたしました。これは区営住宅全体に対する監査の結果でございます、実はこの監査の中には、建物とか土地が、東京都から移管を受けて無償で提供を受けているということがございますので、今言ったように、名目上そういった数字になるということございまして、阿佐谷北三丁目住宅につきましても、実際上は土地なり建物を無償で提供を受けるといいますので、行政コスト、簡単に計算できないんですけれども、恐らく名目上は似たような数字、つまり、名目上は収入のほうが多いというような表面上の数字になるのかなということでございます。

増田裕一 委員

では、ちょっと質問の方向を変えたいと思うんですけれども、区営住宅の運営に関しては区が負担をするわけですね。

住宅課長

私ども杉並区のほうでこれから管理運営をしていくということでございます。

増田裕一 委員

では、区営住宅の運営に関しまして、都から移管をされるわけですが、譲渡されるということで、財政的には何ら補助はないということによろしいんでしょうか。

住宅課長

国なり何なりから若干の公営住宅としての財政的な支出がございますけれども、そういう範囲内のものがございます。

増田裕一 委員

わかりました。

では、また別件なんですけど、20年間区営住宅として使用しなければならない、都から移管される際にそういった約束になっているかと思うんですが、それ以後も住宅用地として使用しなければならない、20年過ぎた以降も住宅用地として使用しなければならないということなんですか。

住宅課長

20年を経過した後につきましては、杉並区のほうでその使用方法について自由に使える、都からの限定はないということでございます。

増田裕一 委員

たしか資料では、都から何らかの許可なり何なりが必要だというふうには伺ったんですが、それはもう完全に自由ということですか。

住宅課長

期限つきということがございますので、その期限内に何か別の用途にしたいということがあれば、東京都の許可といいますか承諾が要るということでございます。

増田裕一 委員

議案第70号杉並区営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

先日の全員協議会でも質問をさせていただきましたけれども、住宅マスタープラン改定の作業を行っており、今後の公営住宅のあり方を十分検討していただくということを申し上げます、賛成意見とさせていただきます。

以上です。

増田裕一 委員

前の委員からもる質問がございましたので、的確に質問をさせていただきたいと思います。

先ほど北委員からも質問が、ちょっとかぶる部分があるんですけども、一時避難地となる場所というのは、この一番広いエリアということによろしいんですね。

みどり公園課長

公園全体が一時避難地というふうに指定を受けることになっております。

増田裕一 委員

ということは、健康広場ですとか四季の広場、遊びの広場というふうに名づけられた場所があるんですけども、これは何かいろいろ木が生えたり遊具が設定されたりしておるんですけども、これはもちろん地震の際は取り外しが可能なんですよね。

みどり公園課長

都の一時避難地の指定を受けようというふうに考えている中で、この部分がという話も当然ございますけれども、施設のにも、下の空間が使えるように考えていくものというふうには考えていますので、なるべく場所が確保できるようにと思っています。

土木担当部長

避難所の利用によるかと思うんですけども、長期間やるならば、例えばパーゴラなんかだったら引き抜くことができますので、それはそれなりに利用ができる。ただ、なったときにすぐ取り外すということはない。ただ、取り外しはできます。

増田裕一 委員

先ほど委員の皆さんからもいろいろご指摘がありましたけれども、地域防災計画と関連しながら、かかわりながら、実施設計のほうに踏み切っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

増田裕一 委員

私は、19請願第9号に関しまして、趣旨採択の立場から意見を申し述べさせていただきたいと思います。

請願者、そして説明員の皆さんにもるる質問をさせていただきましたけれども、今後、この桃井中央公園に関しまして、十分地域の防災計画と連携をとりながら、そして地域住民の方の意見を尊重しながら、桃井中央公園の20年度の実施設計に移っていただくことを要望いたします。

以上です。

増田裕一 委員

先ほどから課長からご説明がありましたけれども、要は、長距離バスに関しても、高円寺 - 永福町間のいわゆる松ノ木路線、これは、バス会社の意見を聴取したところ、どれも困難であるという意見があったという認識でよろしいわけですか。

交通対策課長

そのとおりでございます。

増田裕一 委員

あと、この陳情に関しましては、セシオン杉並 - 高円寺という点と松ノ木路線、松ノ木地域にもかかわってくることなんですけれども、この松ノ木地域、いわゆる松ノ木線のバスの本数を増やす云々ということも地域から要望されていると思いますけれども、そこら辺の絡みはいかがですか。

交通対策課長

委員ご指摘のとおり、松ノ木路線を現在利用している方々から、本数の増、また、朝は新高円寺駅のみになっておりますが、これをJR高円寺駅までの延伸等々のご要望が出ております。

増田裕一 委員

ということは、そういったるご要望があって、松ノ木をあわせて実現の兼ね合いをとっていくということは困難というふうに考えてもよろしいですか。

交通対策課長

今ご指摘のとおりでございますけれども、何分かなり狭い道路という道路事情が、松ノ木路線のセシオン - 高円寺の困難な非常に大きな理由でございます。

増田裕一 委員

ありがとうございます。以上です。

増田裕一 委員

19陳情第33号に関しまして、趣旨採択の立場から意見を申し述べさせていただきたいと思います。

質疑でも明らかになりましたけれども、松ノ木路線を初め、既存路線による陳情の願意というものを実現することは困難であるということはわかりました。

しかしながら、セシオン杉並へのアクセスの不便さということは常々言われていることでございます。杉並区におきましては、こうした不便地域の解消ということの実現を求めるものでございます。

以上です。